



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 937 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 938 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 939 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)
- 940 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 941 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 942 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 943 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 944 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 945 " (")
- 946 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 947 貴志川土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)
- 948 県営ため池等整備事業の工事の完了 (")
- 949 " (")
- 950 県営ほ場整備事業の工事の完了 (")
- 951 道路の区域変更 (道路保全課)
- 952 新道路の供用開始等 (")
- 953 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 954 港湾法による文里港臨港地区区内における分区の指定 (港湾空港振興課)

○ 人事委員会告示

- 6 平成20年度和歌山県警察官B採用試験の実施
- 7 平成20年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施

○ 選挙管理委員会告示

- 62 政治団体の設立の届出
- 63 資金管理団体の届出
- 64 政治団体の届出事項の異動の届出
- 65 平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第153号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正
- 66 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第108号（政治

団体の収支報告書の要旨）の一部訂正

- 67 平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正

○ 公告

- 入札公告 (長寿社会課)

告 示

和歌山県告示第937号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年8月17日まで縦覧に供する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成20年6月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人ぶちこすもす会
- 3 代表者の氏名
井原啓子
- 4 主たる事務所の所在地
岩出市相谷52番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々に対して、小規模作業所運営に関する事業を行い、障害者が生き活きと、誇りをもって暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

橋齒 34-20	いわかみ歯科医院	橋本市隅田町下兵庫62 6-3	平成 20.5.12	より指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同 法第78条第1号の規定に基づき公示する。 平成20年7月4日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
和歌山県告示第939号 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に				

指定事業者 番号	氏 名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070106582	ウォーターワン株 式会社	神奈川県横浜市西 区北幸2-8-19	船木拓志	茶話本舗デイサ ービス和歌山内 原	和歌山市内原135-1	通所介護	平成 20.7.1 (平成 26.6.30)

和歌山県告示第940号 介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、	同法第85条第1号の規定に基づき公示する。 平成20年7月4日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
--	--

指定事業者 番号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070106590	有限会社メタモル フォーゼ	和歌山市本渡870 番地	谷口弘	アトムケアプラ ンセンター	和歌山市西紺屋町2 丁目30-2	居宅介護支援	平成 20.7.1 (平成 26.6.30)
3071400646	株式会社ウェルネ ス・コート	和歌山市太田480 番地の1	山田茂	居宅介護支援事 業所ウェルネス	海南市日方1274-76	居宅介護支援	平成 20.7.1 (平成 26.6.30)

和歌山県告示第941号 介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定に より指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したの	で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。 平成20年7月4日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
--	---

指定事業者 番号	氏 名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3060190539	医療法人英邦会	和歌山市田中町3 丁目1番地	石本邦夫	訪問看護ステー ションいしもと	和歌山市田中町3丁 目1番地	介護予防訪問 看護	平成 20.7.1 (平成 26.6.30)

和歌山県告示第942号 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53 条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護 予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78	条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。 平成20年7月4日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
---	---

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106616	株式会社フレンド ケア福祉センター	和歌山市木広町4 丁目6	久保佳子	株式会社フレンド ケア福祉センター	和歌山市木広町4丁 目6	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕
3070106608	株式会社H&Y	和歌山市築港2丁 目11番地の2	橋本容子	ヘルパーステー ションかに	和歌山市築港2丁目 11番地の2	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕
3071300663	特定非営利活動法 人高野山福祉会	伊都郡高野町大字 高野山45番地の12	川口道雄	訪問介護ステー ション高野山福 祉会壽光園	伊都郡高野町大字 高野山45番地の12	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕
3060190547	株式会社かながわ	和歌山市西庄846 番地	金川光明	訪問看護ステー ションみつばち	和歌山市狐島48-6	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕
3012410845	社会福祉法人南紀 白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富 田1703番地	杉若勝也	めじろクリニッ ク	西牟婁郡すさみ町 周参見4245-1	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 20.7.1 〔平成 22.12.31〕
3041410212	株式会社ウエダ薬 局	海南市船尾263-5	上田文亮	スマイル海南駅 前調剤薬局	海南市名高555-7	居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導	平成 20.7.1 〔平成 22.2.28〕
3071700169	有限会社虹	和歌山市岩橋104 3-5	宇田美智代	さわやか	紀の川市西脇176-6	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕
3011410333	医療法人久生会	海南市名高506-4	山本尚夫	医療法人久生会 山本クリニック	海南市名高506-4	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 20.7.1 〔平成 26.6.30〕

和歌山県告示第943号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010101370	ケアサポートあびす	和歌山市市小路353-9	児童デイサービス	有限会社山雄	和歌山市有家363-9	平成 20.2.29

和歌山県告示第944号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限

30101202 97	短期入所事業 所小倉園	和歌山市新庄388- 1	短期入所	身体障害者 知的障害者	社会福祉法人 哲人会	和歌山市新庄388- 1	平成 20.7.1	平成 26.6.30
----------------	----------------	-----------------	------	----------------	---------------	-----------------	--------------	---------------

和歌山県告示第945号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項
の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の 名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定 年月日	指定の 有効期限
30101203 05	有限会社スマ イルハート	和歌山市太田566 番地の10	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児	有限会社スマ イルハート	和歌山市太田566 番地の10	平成 20.7.1	平成 26.6.30
30120001 41	ステーション つくし	御坊市湯川町富安 1875番地1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社大翔	御坊市湯川町富安 1875番地1	平成 20.7.1	平成 26.6.30

和歌山県告示第946号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項
の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更につい
て、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
30101015 60	児童デイサービス Miku	児童デイサー ビス	事業所の所在地	和歌山市毛見馬瀬1505-15 パンフィックビスタV703	和歌山市東高松4丁目4-36	平成 20.6.1

和歌山県告示第947号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定
により、貴志川土地改良区の定款変更を認可したので、同
条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

定により、次のとおり公告する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業疎口池地区
- 2 確定年月日 平成17年3月18日
- 3 工事を完了した時期 平成20年5月14日

和歌山県告示第948号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、
土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規
定により、次のとおり公告する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業弥谷池地区
- 2 確定年月日 平成18年3月18日
- 3 工事を完了した時期 平成20年3月21日

和歌山県告示第950号

県営ほ場整備事業につき、その工事が完了したので、土
地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定
により、次のとおり公告する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ほ場整備事業中・栄・才野地区
- 2 確定年月日 平成18年7月20日
- 3 工事を完了した時期 平成19年10月12日

和歌山県告示第949号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、
土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規

和歌山県告示第951号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基
づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町霜草字小原452番1地先から同市隅田町霜草字堂ノ浦329番2地先まで	旧	3.90 } 7.50	669.14	
同上	旧	9.50 } 20.50	820.57	
同上	新	4.50 } 9.50	671.88	

和歌山県告示第952号

平成20年和歌山県告示第951号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年7月8日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第953号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 三十井川2地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次

平成20年度和歌山県警察官B採用試験要綱

- 1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官B	男性 40人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成21年4月
	女性 2人程度		

※採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

- 2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	三十井川	西ノ谷	55番	
2号	"	"	"	宮ノ口	77番	
3号	"	"	"	芦谷	481番2	
4号	"	"	"	"	481番3	
5号	"	"	"	宮ノ口	84番1	
6号	"	"	"	"	82番1	
7号	"	"	"	"	82番	

和歌山県告示第954号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定による文里港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 仁坂吉伸

分区	区域	面積
商港区	田辺市文里一丁目の一部、文里二丁目の一部、東山二丁目地先並びに新庄町西橋谷、土手内、成川、新田、出井、西跡の浦及び東跡の浦の各地先（別図に示す区域）	約7.8ha

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成20年度和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

平成20年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

試験区分		学 歴	年齢及び性別
警察官B	男性	次の人は除く。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性
	女性		昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女性

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成20年9月21日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成20年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成20年10月下旬	和歌山市	平成20年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成20年11月下旬	和歌山市	平成20年12月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の方法	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題)
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体を有するか否かについての検査

※教養試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験の方法	配 点	内 容
教 養 試 験 (記述式20分)	750点	国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験(25題)
面 接 試 験		人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)
作 文 試 験 (1時間)	※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※印の作文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成19年度の作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験の方法	配 点	内 容
面 接 試 験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

※印の配点については、第2次試験で実施する作文試験の評定を含む。

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他(色覚含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間
(1) 申込用紙の交付場所
和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 和歌山県警察本部警務課
 県内各警察署
 和歌山県東京事務所
 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官B受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成20年7月28日(月)から受付を開始し、平成20年8月8日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年7月22日(火)午前10時から平成20年8月1日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験

票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

採用は、平成21年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額はおおむね次のとおりであるが経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成20年度は、特例措置により1%減額されている。

短期大学卒	高校卒・その他
175,400円	164,700円

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務し、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験	

		験を合わせた総合得点及び総合順位
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

平成20年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成20年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

和歌山県人事委員会告示第7号

平成20年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	5人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
土木	2人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務
学校事務	9人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警察事務	8人程度	警察本部又は警察署等の事務

2 受験資格

(1) 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)における在学期間が平成21年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配点	試験区分	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	1,000点	全職種	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題)	2時間
	適性試験(択一式)		一般事務 学校事務 警察事務	問題を一定時間内にできるだけ多く正確に処理する能力についての筆記試験(120題)	15分
	専門試験(択一式)		土木	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(40題)	2時間
第2次試験	作文試験	1,600点	全職種	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	面接試験		全職種	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		全職種	通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(1) 試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

(2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

なる。

(3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
------	---------

土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
-----	---

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成20年9月28日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成20年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成20年10月下旬	和歌山市	平成20年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局総務企画室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成20年8月11日(月)から受付を開始し、平成20年8月22日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年8月4日(月)午前10時から平成20年8月15

日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成21年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額、おおむね144,500円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成20年度は、特例措置により1%減額されている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券

等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1)第1次試験の総合得点及び総合順位 (2)第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車いすの使用又は拡大文字による受験等の受験上の配慮を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

選挙管理委員会告示

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
頑張れげんちゃんの会	玄素彰人	坂口善則	日高郡印南町印南165-1-1	平成20.6.2	政治団体	
日本薬業政治連盟和歌山県支部	上田隆一	小畑裕司	和歌山市杉ノ馬場1丁目47 祥永ビル3階	平成20.6.6	政治団体の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
玄素彰人	印南町長	頑張れげんちゃんの会	日高郡印南町印南165-1-1	玄素彰人	平成20.6.2

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新		旧		届出年月日	政党・政治団体の別	備考
		氏名	所在地	氏名	所在地			
西川まさ三後援会	会計責任者	磯岡哲也		磯岡和也		平成20.5.9	政治団体	
内芝よしあき後援会	主たる事務所の所在地	日高郡由良町大字小引425の1		日高郡由良町大字里245-4		平成20.5.13	政治団体	
日本遺族政治連盟和歌山県本部	代表者	加藤清		福本芳一		平成20.5.19	政治団体	
	会計責任者	服部康伸		加藤清				

和歌山県水落敏栄後援会	代表者	加藤清	福本芳一	平成 20.5.19	政治団体	
	会計責任者	服部康伸	加藤清	平成 20.5.19	政治団体	
たまき三夫をささえる会	主たる事務所の所在地	有田市箕島811番地	有田市箕島423-1番地	平成 20.5.22	政治団体	
有田医師連盟	代表者	吉村研	中野康宏	平成 20.5.23	政治団体	
	会計責任者	横矢行弘	平山純二	平成 20.5.23	政治団体	
和歌山県理学療法士連盟	代表者	高田常一	木下賢治	平成 20.5.26	政治団体	
東牟婁郡医師連盟	代表者	清水寛	生馬敏行	平成 20.5.27	政治団体	
	会計責任者	宮本岳	清水寛	平成 20.5.27	政治団体	
望月良男後援会	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町233-1	有田市宮原町新町372-4	平成 20.5.29	政治団体	
	代表者	中谷忠広	石井敬二	平成 20.5.29	政治団体	
	会計責任者	前久保安生	望月直人	平成 20.5.29	政治団体	
ふしき建後援会	代表者	棚野裕明	梓谷安浩	平成 20.5.30	政治団体	
裕政会	会計責任者	坂本守	中山信一郎	平成 20.6.6	政治団体	
和歌山県ビルメンテナンス政治連盟	会計責任者	濱中豊加	山本肇	平成 20.6.16	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第153号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
別冊の政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨(そ

4,742,138
347,138
4,395,000
4,324,924
120,000
(4人)
4,275,000
4,275,000
4,275,000

他の政治団体)の表裕政会の欄中

を

2,097,110
90,467
1,167,923
838,720
2,227,814
2,227,814

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第108号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
別冊の政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨(そ

4,825,190
347,138
4,478,052
4,407,976
120,000
(4人)
4,275,000
4,275,000
4,275,000

83,052
2,014,058
90,467
1,167,923
755,668
2,393,918
2,227,814

83,052
83,052

に訂正し、収入の内訳(平成15年分)

の他の政治団体)の表裕政会の欄中

4,607,214
417,214
4,190,000
4,317,286
190,000
(5人)
4,000,000
4,000,000
4,000,000

2,078,859
96,719
1,045,194
936,946
2,238,427
2,118,427

120,000

を

[その他の政治団体] 裕政会の項中 佐藤和夫
丸山定之

120,000円 御坊市 を 佐藤和夫
60,000円 御坊市 2 丸山定之
1件10万未満のもの

120,000円 御坊市
60,000円 御坊市 に訂正する。
83,052円

4,729,595
417,214
4,312,381
4,439,667
190,000
(5人)
4,000,000
4,000,000
4,000,000

122,381			
1,956,478			
96,719			
1,045,194			
814,565			
2,483,189			
2,118,427			
242,381			
122,381			

に訂正し、収入の内訳(平成16年分)

[その他の政治団体] 裕政会の項中

120,000円	御坊市		
60,000円	湯浅町	を	池永隆夫 本下敏治

に訂正する。

122,381円			
----------	--	--	--

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

別冊の政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨(そ

4,629,928	
289,928	
4,340,000	
4,371,943	
285,000	
(6人)	
4,055,000	
4,055,000	
4,055,000	
2,096,702	
95,541	
1,024,958	
976,203	
2,275,241	
2,141,081	
104,160	
104,160	
30,000	

他の政治団体)の表裕政会の欄中

を

4,746,314	
289,928	
4,456,386	
4,488,329	
285,000	
(6人)	
4,055,000	
4,055,000	
4,055,000	
116,386	

に訂正し、収入の内訳(平成17年分)

1,980,316
95,541
1,024,958
859,817
2,508,013
2,141,081
104,160
104,160
146,386
116,386

「
[その他の政治団体] 裕政会の項中 松本尚之
秋山静夫

「
360,000円 御坊市 を 松本尚之
60,000円 御坊市 2 その他の収入
秋山静夫
金銭以外によるものの
寄附相当分
」

360,000円 御坊市
60,000円 御坊市 に訂正する。

116,386円
」

公 告

入 札 公 告

平成20年度における和歌山県介護支援専門員研修業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成20年度
- (2) 業務の名称
和歌山県介護支援専門員研修業務(和歌山県介護支援専門員実務従事者基礎研修)
- (3) 業務の仕様等
仕様書による。

- (4) 契約期間
平成20年7月30日(水)から平成21年3月31日(火)まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第298号に規定する和歌山県介護支援専門員研修業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課
(2) 期間
平成20年7月4日(金)から平成20年7月10日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 仕様書を交付する場所及び期間等
(1) 場所
3の(1)に同じ。
(2) 期間
3の(2)に同じ。
(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月23日(水)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書等を交付する場所及び期間等
(1) 場所
3の(1)に同じ。
(2) 期間
3の(2)に同じ。
(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月23日(水)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 6 入札説明会の場所及び日時
(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 5階503号室
(2) 日時
平成20年7月15日(火)午後1時30分から
- 7 入札執行の場所及び日時等
(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所
6の(1)に同じ。

イ 入札日時
平成20年7月29日(火)午後1時30分から

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

8 入札方法

(1) 7の場所及び日時に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加者の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停

止期間中である者等入札時点で2に該当する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2519(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2523

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。